

大栗橋商店会会則

昭和 49 年 2 月作成

平成 19 年 4 月変更確認

平成 22 年 2 月変更確認

平成 25 年 2 月変更

(名称)

第 1 条 本会は、大栗橋商店会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互扶助のもとに地域の発展向上と会員の親睦融和並びに教養を高める事を目的とする。

(組織)

第 3 条 本会員は大栗橋周辺で営業（商・工・医 等）する正会員、特別会員、及び賛助会員を以って組織する。

(事業)

第 4 条 目的を達成する為下記の事業を行う

- イ) 会員相互利益の為の活動及び会合
- ロ) 交通、駐車問題に関与
- ハ) 地域守護神社祭礼に協力
- ニ) 会員及び家族の慶弔
- ホ) 集会所、公園等の設置運動
- ヘ) その他必要と認めた事業

備考：熊野神社祭礼 9月第2日曜日

(役員)

第 5 条 会長 1 名
副会長 2 名以上 3 名以内
会計 2 名以内
委員（平役員） 10 名以上 20 名以内
監査 2 名以内
顧問（相談役） 若干名
役員任期は 2 年とし再任を妨げない。

備考：昭和 53 年総会にて事業部発足承認（2 名）

(会費)

- 第6条 正会員は月1500円とし3ヶ月分前納とする。
特別会員は月4000円とし3ヶ月分前納とする。
新入会員は入会金10000円を初回月会費と合わせ納入して頂く。
会費は運営費(主に事務費)として消化する。
特別活動に要する費用は別途会計とする。

(細則)

第7条

- イ) 総会は年1回とし臨時総会は役員会を経て適宜招集開催できる。
- ロ) 役員会は目的に応じ適宜召集開催できる。役員は会員の推選で決定し会長は役員の間選で決定する。
- ハ) 慶弔費は別途定める。
- ニ) ① 入会金については、会員増員のため必要があるときは、総会の決議(出席者の過半数の同意)により、免除することができる。
② 前項の決議は、定時総会毎に決議し、その効力は、当該年度内入会の会員全員に適用するものとする。